

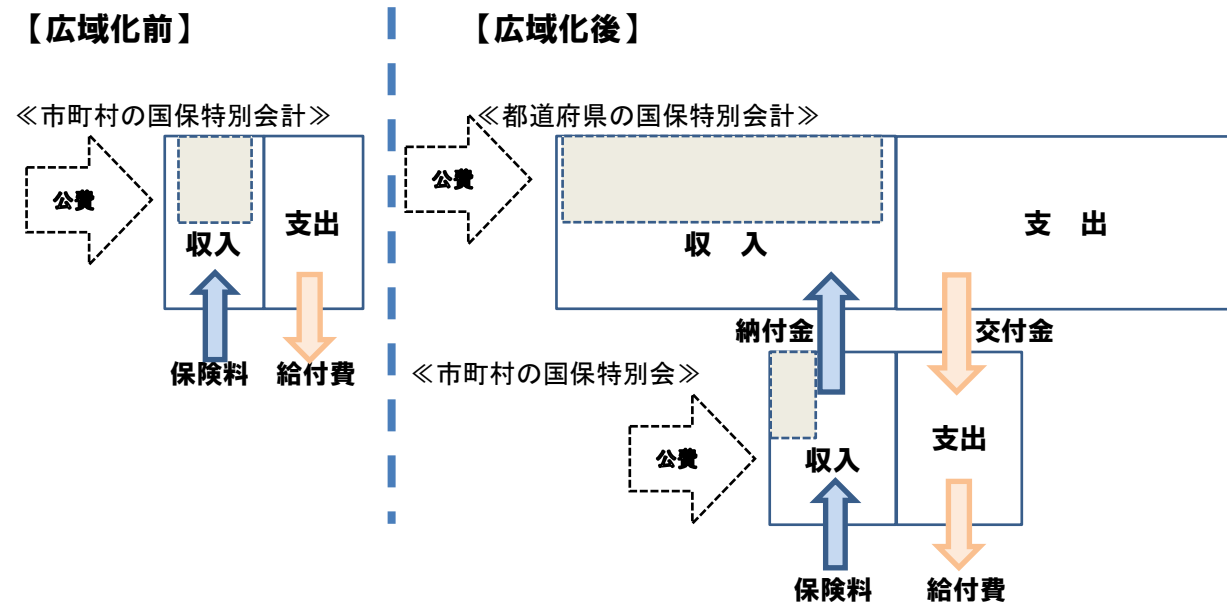
国民健康保険制度改革（国保の広域化）と保険料について

1 国保制度改革の概要

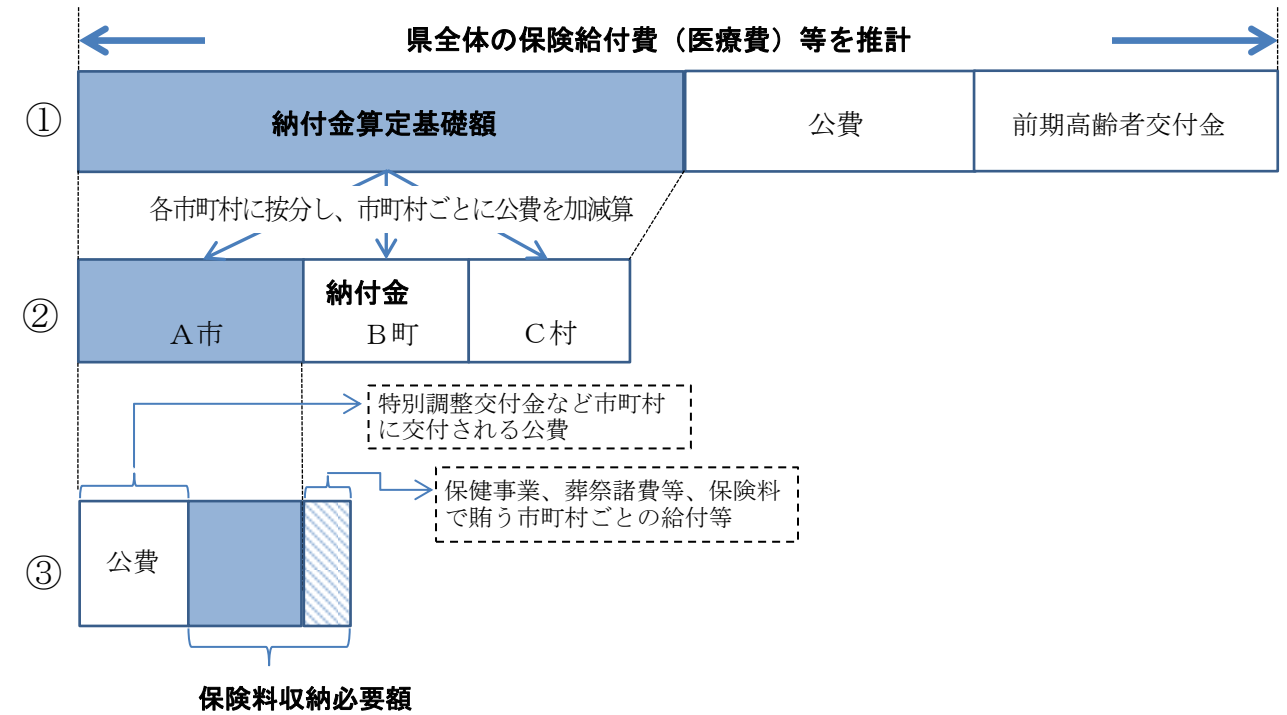
① 運営の在り方 (総論)	○都道府県が県内の市町村とともに国保の運営を担う。 ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が行う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
② 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を県に納付
③ 資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※④と⑤も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
④ 保険料の決定、賦課・徴収	・標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
⑤ 保険給付	・給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
⑥ 保健事業	・市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じた、きめ細かい保健事業を実施（データヘルス計画等）

2 広域化後の国保財政の仕組み

○都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの納付金額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
 ○市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納入する。

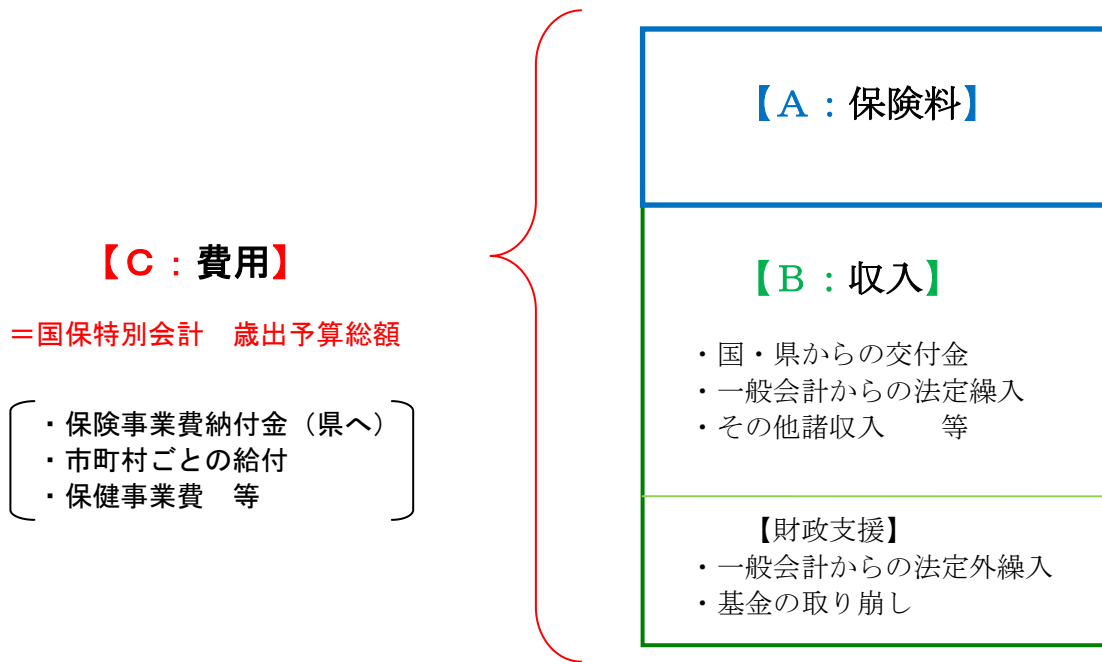


3 納付金と保険料の関係について



- ① 県全体の保険給付費等から、国から県に入る公費（①の図「公費」「前期高齢者交付金」）を差し引いたものが、県の納付金算定基礎額
- ② 県の納付金算定基礎額について、各市町村に按分する際、市町村ごとに激変緩和等の調整を行い、公費を加減算して市町村ごとの納付金額を確定

国民健康保険事業特別会計イメージ



国民健康保険料の賦課割合イメージ

【A : 保険料】

	応能分	応益分
	所得割 50%	均等割 31%
		平等割 19%

※瀬戸市国民健康保険条例 第11条

医療分	所得割 50%	均等割 31%
		平等割 19%
支援分	所得割 50%	均等割 31%
		平等割 19%
介護分	所得割 50%	均等割 31%
		平等割 19%

平成31年度 瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算(概要)

【歳出】

単位:千円

1-1	国民健康保険事業費納付金 県全体の保険給付費から推計された本市分の納付金	3,284,231
1-2	保険料還付金・還付加算金 納めて頂いた保険料をお返しした額	10,820
2	保健事業費(特定健診・保健指導等) 被保険者の疾病予防や健康づくりに係る費用	155,426
3	保険料で賄う市町村ごとの給付 出産育児一時金・葬祭費の支給	34,764
4	保険給付費 被保険者の療養に係る給付費	8,379,301
5	総務費 職員の人件費や事務費等	196,257
6	基金積立金 基金に係る利息を積み立てるための支出	0
7	償還金	201
8	予備費	50,000
合 計		12,111,000

【歳入】

単位:千円

1	保険料	2,536,257
2	保健事業に対して支給された交付金・助成金 主に特定健診に係る費用の一部を県が交付	44,979
3	出産育児一時金に対して一般会計からの繰入金 出産育児一時金付額×2/3	17,133
4	保険給付費等交付金 ※平成31年3月分の一部が未交付 被保険者の療養に係る給付費を全額県が交付	8,378,996
5	総務費に対して一般会計からの繰入金 全額	196,257
6	財産収入 基金に係る利息	0
7	療養給付費等交付金繰越金 養給付費負担金清算分⇒国から戻入	0
8	その他の収入 市に直接交付される公費や被保険者からの返納金等	687,378
法定外繰入金・基金繰入金・繰越金		
9	その他一般会計繰入金	50,000
	国民健康保険事業基金繰入金	150,000
	その他繰越金	50,000
合 計		12,111,000

平成31年度瀬戸市国民健康保険料の料率について

1 保険料率の概要

表1：料率算定基礎データ

年度	区分	賦課総額 千円	被保険者数 (一般) 人	加入世帯数 (一般) 世帯	総所得金額 (基準総所得) 千円
H30	医療分	2,034,932	26,428	16,936	17,340,205
	後期支援分	666,665	医療分と同じ		
	介護分	257,292	7,980	6,776	6,708,575
H31	医療分	2,074,017	25,284	16,424	16,330,682
	後期支援分	658,136	医療分と同じ		
	介護分	253,122	7,560	6,461	6,166,117
H31/H30	医療分	101.92%	95.67%	96.98%	94.18%
	後期支援分	98.72%	医療分と同じ		
	介護分	98.38%	94.74%	95.35%	91.91%

注1：被保険者数、加入世帯数、総所得金額は賦課期日（4月1日）現在の数値。

注2：医療分・後期支援分については、一般被保険者に係る数値。

介護分については、一般被保険者＋退職被保険者等に係る数値。

表2：前年度料率との対比

年度	区分	賦課割合%			保険料率（本算定）			賦課限度額 万円
		所得割	均等割	平等割	所得割 %	均等割 円	平等割 円	
H25	医療分	50	31	19	6.30	22,900	24,900	51
	後期支援分				1.98	7,050	7,664	14
	介護分				1.99	8,610	6,550	12
H26	医療分	50	31	19	6.30	23,000	24,700	51
	後期支援分				1.98	7,192	7,740	16
	介護分				1.99	9,090	6,840	14
H27	医療分	50	31	19	6.90	24,900	26,600	52
	後期支援分				2.43	8,656	9,260	17
	介護分				2.37	10,960	8,060	16
H28	医療分	50	31	19	6.90	24,900	26,100	54
	後期支援分				2.29	8,302	7,800	19
	介護分				1.62	7,800	5,740	16
H29	医療分	50	31	19	6.20	22,900	23,600	54
	後期支援分				1.97	7,355	7,584	19
	介護分				1.70	8,170	5,940	16
H30	医療分	50	31	19	6.20	22,800	23,100	58
	後期支援分				1.97	7,245	7,362	19
	介護分				1.70	7,940	5,730	16
H31	医療分	50	31	19	6.70	24,400	24,500	61
	後期支援分				2.07	7,505	7,544	19
	介護分				2.08	9,360	6,710	16
H31 標準保険料率 (参考)	医療分	50	35	15	7.07	27,274	27,267	58
	後期支援分				2.07	8,025	8,023	19
	介護分				2.08	10,402	6,936	16
H31-H30	医療分	/	/	/	0.50	1,600	1,400	3
	後期支援分				0.10	260	182	0
	介護分				0.38	1,420	980	0

所得割 ⇒ 所得割総額を所得により按分して算定しています。また納付する能力に応じた「応能分」といいます。

均等割 ⇒ 被保険者均等割総額を一般被保険者の数に按分して算定しています。

平等割 ⇒ 世帯別平等割総額を一般被保険者が属する世帯の数に按分して算定しています。
「均等割」「平等割」をまとめて、利益を受ける量に応じた「応益分」といいます。

保険料負担額比較表

料率10.85% 医療:6.7%、支援:2.07%、介護:2.08%			加入者数			
No.	条件	年度	1人	2人	3人	4人
1	・1.2人目は45歳、3.4人目は10代 ・7割軽減該当世帯	31年度	23,900円	36,200円	45,900円	55,400円
		30年度	22,100円	33,500円	42,500円	51,500円
		対前年比	108.1%	108.1%	108.0%	107.6%
		差額	1,800円	2,700円	3,400円	3,900円
2	・1.2人目は45歳、3.4人目は10代 ・5割軽減該当世帯	31年度	42,000円	62,600円	78,600円	94,500円
		30年度	38,800円	57,900円	72,900円	87,900円
		対前年比	108.2%	108.1%	107.8%	107.5%
		差額	3,200円	4,700円	5,700円	6,600円
3	・1.2人目は45歳、3.4人目は10代 ・2割軽減該当世帯	31年度	118,100円	169,600円	210,000円	235,500円
		30年度	108,600円	155,700円	193,600円	217,700円
		対前年比	108.7%	108.9%	108.5%	108.2%
		差額	9,500円	13,900円	16,400円	17,800円
4	・1.2人目は45歳、3.4人目は10代 ・世帯総所得200～300万円	31年度	290,400円	333,800円	365,700円	397,600円
		30年度	265,500円	305,500円	335,600円	365,600円
		対前年比	109.4%	109.3%	109.0%	108.8%
		差額	24,900円	28,300円	30,100円	32,000円
5	・1.2人目は45歳、3.4人目は10代 ・世帯総所得300～400万円	31年度	419,500円	462,900円	494,800円	526,700円
		30年度	382,900円	423,000円	453,000円	483,000円
		対前年比	109.6%	109.4%	109.2%	109.0%
		差額	36,600円	39,900円	41,800円	43,700円
6	・1.2人目は45歳、3.4人目は10代 ・世帯総所得800～900万円	31年度	936,900円	960,000円	960,000円	960,000円
		30年度	876,400円	916,400円	929,600円	930,000円
		対前年比	106.9%	104.8%	103.3%	103.2%
		差額	60,500円	43,600円	30,400円	30,000円

※世帯構成は、45歳・45歳・18歳・15歳の最大4人の世帯員数を想定している
 また、年齢が高い人を優先に組み合わせている
 例:加入者数が3人の場合、45歳・45歳・18歳で算出している